

輸入食品に対する検査命令の実施について（米国産とうもろこし）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
米国産とうもろこし (甘味種を除く。)	アフラトキシン*	<p>検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産とうもろこしからアフラトキシンを検出したため、検査命令を実施するものである。</p> <p>なお、アフラトキシンを検出した食品については、全量、廃棄又は積戻し等の指示を行った。</p>

\* 発がん性を有するカビ毒の一種

<参考1>

米国産とうもろこしの違反事例

品名：とうもろこし(YELLOW CORN)

輸入者：双日株式会社

届出重量：200トン

検査結果：アフラトキシンB<sub>1</sub> 陽性（18ppb 検出、基準：付着してはならない）

届出先：名古屋検疫所四日市検疫所支所

違反確定日：平成17年12月21日

措置状況：全量保管中

<参考2>

米国産とうもろこしの輸入実績等

(平成17年1月1日～平成17年12月20日：速報値)

品目	届出件数	届出重量(t)	違反件数*
とうもろこし(甘味種及び爆裂種を除く)	749	3,755,634	1
スイートコーン(甘味種)	1	21	0
ポップコーン(爆裂種)	265	7,613	0

\* アフラトキシンに係る違反